

平成24年5月10日

一般競争入札参加者 各位

都市政策部技術管理センター技術管理課

総合評価方式（特別簡易型 企業育成Ⅱ型）における
評価項目エコアクション21認証の取扱いについて（お知らせ）

総合評価方式入札の試行につきましては、日頃ご協力いただきありがとうございます。

標記につきましては、平成24年度より中小企業の総合評価方式への参加拡大と環境への取組みの促進を図るため、ISO14001に比べ、コスト・労力の少ないエコアクション21認証を評価項目に取り入れましたが、現状においてエコアクション21認証業者数が少なく、申請から認証登録におよそ6カ月程度の期間が必要なこと、ISO14001認証業者においては、認証・管理運営に掛かる費用及び労力が二重の負担となることなどから、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

皆様には、年度初めの見直しで誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 当面の取扱い

特別簡易型 企業育成Ⅱ型における評価項目エコアクション21認証を平成24年12月末日公告分まで評価項目としない。

2. 今後の取り扱い

平成25年1月公告分より、特別簡易型 企業育成Ⅱ型における評価項目エコアクション21認証を評価項目とする。

この評価にあたり、ISO14001の認証がある場合は、エコアクション21の認証がなくとも、加點評価の対象とする。